

【改正後全文】

医政発第1009008号

平成15年10月9日

医政発0329第36号

平成31年3月29日

医政発0331第83号

令和7年3月31日

最終改正 医政発0331第41号

令和8年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

特定医療法人制度の改正について

所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第139号）、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第34号）及び租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）において、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人（以下「特定医療法人」という。）に係る改正が行われ、平成15年4月1日から施行されている。

今般の制度改正に伴う特定医療法人制度の新たな取扱いについては下記のとおりであるので、御了知の上、適切な対処及び御協力方お願いするとともに、貴管下関係機関等への周知方よろしく願います。

なお、本通知については、財務省主税局及び国税庁と協議済みであるので、念のため申し添える。

記

第1 改正の要点等

今般の特定医療法人に関する制度改正の概要は、次のとおりであること。

1 改正後の要件

改正後の要件は次のとおりとされたこと。なお、改正後の法令等の規定については、別添1を参照されたいこと。

(1) 厚生労働大臣の証明書の交付を受けること

その法人の事業及び医療施設が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受けること。

(2) 役員等の構成

その法人の運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第1項第2号イからハまでに掲げる特殊な関係がある者（以下「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下であること。

なお、運営組織の適正性を保つ見地から、役員等の数は、理事について6名以上及び監事について2名以上としていること並びに評議員の数について理事の数の2倍以上としていること。

(3) 役員等に対する特別の利益の供与

その設立者、役員等若しくは社員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

(4) 残余財産の帰属

その寄附行為又は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の医療法人（財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに限る。）に帰属する旨の定めがあること。

(5) 経理に関する基準

租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第22条の15第1項に定めるところにより法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第53条から第59条までの規定に準じて帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。また、その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適

正な経理が行われていないこと。

(6) 法令違反

その法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

また、(1)の厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準について、租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）として、次のとおり定められた。

(i) その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（gに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の100分の80を超えること。

※ 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務（eの保険給付に係る業務をいう。）及び障害福祉サービス等に係る業務（fの給付費の支給等に係る業務をいう。）に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和7年3月31日医政発 0331 第90号厚生労働省医政局長通知）において掲げる業務であること。

また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の合計額をいう。

(a) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額

(b) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）

なお、医療法人が採用する会計基準によっては、gに掲げる収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合がある。その場合は、

(a) 及び (b) の事業収益の額に当該 g に掲げる収入金額を加算した金額とする。

a 社会保険診療（租税特別措置法第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下

の場合に限る。)を含む。)

- b 健康増進事業（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）
- c 予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額
- d 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩^{べん}に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）
- e 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）
- f 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額
- g 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

なお、「健康増進事業に係る収入金額」は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

- (a) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 150 条第 1 項の規定により保険者が行う健康診査
 - (b) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 111 条第 1 項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査
 - (c) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 82 条第 1 項の規定により保険者が行う健康診査
 - (d) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 98 条第 1 項の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査
 - (e) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 112 条第 1 項の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査
 - (f) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 26 条第 1 項の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査
 - (g) 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 5 条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第 11 条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断
 - (h) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条の規定により市町村が行う健康診査
 - (i) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条各項の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第 66 条の 2 の規定により労働者が自ら受ける健康診断
 - (j) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条又は第 26 条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第 125 条第 1 項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査
- ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額（特定外国人患者請求額を除く。）が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- ハ 特定外国人患者請求額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に 3 を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること。

なお、「特定外国人患者請求額」は「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和 8 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 19 号厚生労働省医政局長通知）の定めるところにより算定した額であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに

従ってされているものであること。

※ 医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入れることにより、特定医療法人制度の趣旨（その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されるものであること）を妨げないように、注意すること。

ニ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。なお、医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを加算した金額とする。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

ホ 役職員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が3,600万円を超えないこと。

なお、役職員の給与等に関する職務内容及び年齢による加減算については撤廃された。

(ii) その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。

イ その医療施設のうち一以上のものが、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）を開設する医療法人にあつては、a又はbに、診療所（医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう）のみを開設する医療法人にあつてはcに該当すること。

a 40人以上（専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院にあつては、30人以上）の患者を入院させるための施設を有すること。

b 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。

c 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

ロ 各医療施設（病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院のことをいう。）ごとに、特別の療養環境に係る病床数（介護老人保健施設又

は介護医療院にあつては、特別な療養室に係る定員数）がその医療施設の有する病床数（介護老人保健施設又は介護医療院にあつては、定員数）の30%以下であること。

2 手続等

（1）権限の移管等

特定医療法人の承認について、財務大臣から国税庁長官に移管され、特定医療法人の承認を受けようとする法人は、次の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。（別添2参照）

- ① 申請者の名称、納税地及び法人番号
- ② 代表者の氏名
- ③ その設立の年月日
- ④ 申請者が現に行っている事業の概要
- ⑤ その他参考となるべき事項

また、申請書には、次の書類を添付しなければならないこととされた。

イ その寄附行為又は定款の写し

ロ その申請時の直近に終了した事業年度に係る前記1（1）の厚生労働大臣の証明書

ハ 前記1（2）（3）（5）（6）の要件を満たす旨を説明する書類

なお、医療法人が、承認の取消しを受けた場合にはその取消しの日、承認に係る税率の適用の取りやめの届出書を提出した場合にはその届出書を提出した日のそれぞれの日の翌日から3年を経過した日以後でなければ、申請書を提出することができないこととされた。

国税庁が定める申請の様式、手続等については、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）を参照するとともに、各国税局・税務署に問い合わせられたいこと。

（2）承認申請時の証明書の添付

従前より、医療施設に関する基準に該当している旨等について都道府県において証明書の発行がなされていたところであるが、今般、承認の申請を行うに際して、前記1（1）の基準を満たす旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受ける手続が必要とされたことに伴い、当該証明書については、地方厚生局において交付することとしているが、都道府県衛生主管部局におかれては、前記1（ii）イに該当している旨の証明等について、引き続き、御協力願いたいこと。また、承認手続の流れについては、別添2を参

照されたいこと。

(3) 各事業年度ごとの証明書の提出

各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、当該事業年度において前記1(1)の基準を満たす旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受けた上で、納税地の所轄の税務署を経由して国税庁に提出することとされたこと(当該事業年度終了の日において社会医療法人に該当する場合を除く。)。なお、当該証明書の交付手続については、前記(2)の承認申請時の手続に準じることとする。

また、証明書を提出する際に、前記1(2)(3)の要件を満たす旨を説明する書類を併せて提出しなければならないこととされた。

(4) 承認の取消し等

国税庁長官は、特定医療法人の承認を受けた法人について、前記1の承認を受けるための要件を満たさないこととなったと認められる場合には、その満たさないこととなったと認められる時までさかのぼってその承認を取り消すこととされた。なお、その満たさないこととなったと認められる時以後に終了したその医療法人の各事業年度の所得については、本制度は適用されない。

また、特定医療法人の承認を受けた法人は、その承認に係る税率の適用をやめようとする場合には、次の事項を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。なお、その届出書の提出があったときは、その提出の日以後に終了する各事業年度の所得については、本制度は適用されない。

- ① 届出をする医療法人の名称、納税地及び法人番号
- ② 代表者の氏名
- ③ 特定医療法人の承認を受けた日
- ④ 特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめようとする理由
- ⑤ その他参考となるべき事項

(5) 定款又は寄附行為の事前審査

特定医療法人の承認に際して、各国税局における事前審査が終了次第、速やかに所要の定款又は寄附行為の変更認可を与える必要があることから、都道府県医療法人担当部局におかれては、各国税局における事前審査と並行して、特定医療法人の承認が得られた場合に必要となる定款又は寄附行為の変更について事前審査を行われるよう御協力願いたいこと(別添2参照)。

(6) 各地方厚生局・国税局からの照会への対応

各地方厚生局又は各国税局から都道府県衛生主管部局宛に、医療関係

法令の遵守状況その他承認手続等に必要な事項について照会があった場合の適切な対応及び御協力方お願いしたいこと。

(7) 医療関係法令等違反があった場合の対応

特定医療法人又は特定医療法人の開設する医療機関について、次のような医療に関する法令等について重大な違反事実があった場合には、その事情を当職まで報告方お願いしたいこと。厚生労働省医政局は、都道府県からの報告を国税庁に情報提供するものとする。

- ① 医療に関する法律に基づき特定医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合
- ② 特定医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果重大な不適合事項があり知事から改善勧告が行われたが是正されない場合
- ③ 特定医療法人の承認を受けているにも関わらず、定款に基金の規定がある場合、又は、毎会計年度終了後に提出される事業報告書等について、貸借対照表の純資産の部に基金が計上されている場合であって、医療法第64条第1項の命令が発せられた場合。
- ④ その他①、②及び③に相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合
- ⑤ 医療法第30条の11第1項の規定に基づく都道府県知事の勧告にもかかわらず病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

(8) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

特定医療法人が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則第22条の15第3項の規定に基づく特定医療法人の承認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

なお、当該認定を受けた日から租税特別措置法第67条の2第1項の規定による法人税率の特例（19％）は適用されないことから、租税特別措置法施行令第39条の25第6項の規定に基づく特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめるための届出書を当該認定を受けた日以後速やかに、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。

第2 その他の留意事項

(1) モデル定款・寄附行為例の遵守

今般の制度改正に伴い、モデル定款・寄附行為例についても所要の改

正（医療法施行規則（平成19年厚生労働省令第39号）により、新たに設けられた基金制度について、特定医療法人は採用できないことに特に注意すること）を行い、別添3のとおりとしたので、引き続き、その遵守について適切に指導されたいこと。

（2）特定医療法人の承認の失効後の定款又は寄附行為変更の取扱い

特定医療法人であった医療法人から、特定医療法人ではなくなったことに関し、定款又は寄附行為の変更の認可の申請があった場合の審査に当たっては、当該法人に係る制度の趣旨にかんがみ、解散した場合のその残余財産について、国、地方公共団体又は他の財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに帰属する旨の定款又は寄附行為における定めについては変更することを認めないよう取り扱われたいこと。

（3）税務上の取扱

特定医療法人に関する税務上の取扱いについては、国税庁から発出されている次の各通達等を参照されたいこと。

- ① 贈与税の非課税財産（公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分）及び公益法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて（昭和39年6月9日直審（資）24、直資77）
- ② 租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて（昭和55年4月23日直資2-181）
- ③ 法人税関係の申請、届出等の様式の制定について（平成13年7月5日課法3-57ほか11課共同）
- ④ 出資持分の定めのある社団医療法人が特別医療法人に移行する場合の課税関係について（平成17年4月27日文書回答）

第3 既存通知の廃止

「特定の医療法人に関する租税特別措置について」（昭和40年2月1日付け医発第99号厚生省医務局長通知）は廃止する。